

No	申請者区分			書類等の名称	書類等の内容	注意事項
	テレワーカー	法人の代表者	個人事業主			
1	★	★	★	本人確認書類	以下のいずれか1点のコピー ○運転免許証(返納している場合は運転経歴証明書)(両面) ○個人番号カード(おもて面) ○写真付きの住民基本台帳カード(おもて面) ○パスポート(顔写真の掲載されているページ) ○各種健康被保険者証(両面)	・いずれの場合も申請を行う月において有効なもの。 【外国人の場合】 以下のいずれか1点のコピー ○在留カード ○特別永住者証明書
2	★	★	★	住民票の写し	令和2年6月19日以降に新潟県内に転入した後の、住民票の写し。	・市町村役場から交付されたそのものを提出すること。(コピー不可) ・世帯の額を申請する場合は世帯全員分
3	★	★	★	預金通帳等の写し	【銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人】が確認できる部分のコピー。	・必要に応じて、表紙と表紙を開いた1・2ページ目の両方のコピーを添付すること。 ・電子通帳や当座口座で、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等をプリントアウトしたもの。
4	★	—	—	勤務証明書	別記第3号様式	・勤務先の企業等に記入してもらうこと。
5	—	★	—	履歴事項全部証明書	履歴事項全部証明書	・発行から3か月以内のもの
6	—	★	—	転入前の直近の確定申告書の写し【法人】	事業所を県内に移転する直前の事業年度分の、以下の全ての書類 ①確定申告書別表一の控え(1枚) ②法人事業概況説明書の控え(2枚(両面)) ※確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること。	事業所を県内に移転する直前の事業年度分の、以下の全ての書類 【e-TAXの場合】 ①受信通知(メール詳細)(1枚) ②確定申告書別表一(1枚) ③法人事業概況説明書(2枚) ※確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載があれば、①は添付不要。
6	—	—	★	転入前の直近の確定申告書の写し【個人】	2019年分の、以下の書類 ①確定申告書第一表の控え(1枚) ※確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること。	【e-TAXの場合】 2019年分の、以下の全ての書類 ①受信通知(メール詳細)(1枚) ※確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知(メール詳細)」の添付は不要。 ②確定申告書第一表(1枚) 【収受日付印・受信通知メールのいずれもない場合】 2019年分の、以下の全ての書類 ①納税証明書(その2所得金額用)(1枚) ②確定申告書第一表(1枚)
7	—	—	★	県外での事業実施期間が分かるもの	【開業届をしていた場合】 以下のいずれかの書類 ①県外での開業届出済証明書等 ②個人事業の開業・廃業等届出書の控え(コピー) 【開業届をしていなかった場合】(※右欄参照) ①転入前1年間に、業務委託契約等収入があることを示す書類(業務委託契約書のコピー等) ②転入日から遡って1年間の帳簿等の写し	※【開業届をしていなかった場合】 ・①業務委託契約書等は、申請者がその雇用者ではない者との間で締結する業務委託等(委任契約、準委任契約、請負契約等)の契約書(全ページ)で、契約を締結した当事者の署名又は記名押印があるもの。 ・転入日の直前の1年間を含む期間に、継続して事業を実施していたことがわかるよう、必要に応じて複数の書類を添付すること。
8	—	—	★	県内での開業届出済証明書の写し	【開業届をしている場合】 以下のいずれかの書類 ①県内に事業所を移転した後の開業届済証明書 ②個人事業の開業・廃業等届出書の控え(コピー) 【開業届をしていない場合】(※右欄参照) ①県内に転入後、業務委託契約等により事業を行っていることを示す書類(業務委託契約書のコピー等) ②転入日から遡って1年間の帳簿等の写し	※【開業届をしていなかった場合】 ・①業務委託契約書等は、申請者がその雇用者ではない者との間で締結する業務委託等(委任契約、準委任契約、請負契約等)の契約書(全ページ)で、契約を締結した当事者の署名又は記名押印があるもの。 ・転入日の直前の1年間を含む期間に、継続して事業を実施していたことがわかるよう、必要に応じて複数の書類を添付すること。

・該当する申請者区分に★が付いている書類を提出してください。

・各書類の区分において、白丸(○、①等)はいずれか1点、黒丸(●等)はすべて、提出が必要な書類です。